

産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会 第16回火薬小委員会 議事要旨

日時：令和6年6月28日（金曜日）10時00分～12時00分

場所：別館2階236会議室及びWeb

出席者

緒方委員長、岩田委員、大貫委員、川崎委員、鈴木委員、高橋（賢）委員、高橋（裕）委員、岳川委員、西脇委員、則武委員、日吉委員、茂木委員、山内委員、山田委員

議題

- (1) 軽微な変更の工事の追加について（軽微変更の対象拡大）【審議事項】
- (2) 直近の技術基準等の改正状況について【報告事項】
- (3) 火薬類の事故情報の取り扱いについて【報告事項】
- (4) 今後の火薬小委員会の動き【報告事項】
- (5) その他

議事概要

- (1) 軽微な変更の工事の追加について（軽微変更の対象拡大）
 - 事務局より、議題1「軽微な変更の工事の追加について」を説明（資料1 火薬類取締法技術基準の見直し等について）。
 - 各委員により質疑等が行われた後、内容について了承された。

【委員からの主な意見】

- ・ 盗難についても踏み込んだ例示をしていただくべきではないか。
（事務局回答）
 - 御意見を踏まえて今後の改正の際には文言等も配慮したうえで検討させていただきたい。
- ・ LED灯への交換に手間がかかるのがネックだったため、こういった改正はありがたい。
- ・ 屋根の内面も今回の内面建築材料の中に入るという考え方でよろしいか。
（事務局回答）
 - 現状案では含まれていないが、今後のニーズを考慮して順次追加も検討していきたい。
- ・ 警鳴装置の電気工事においては、電気工事士の資格が必要となるが、電気工事士の方にも、火薬の安全措置に対する知識があると良いのではないか。

(事務局回答)

- 工事に着手する前には、電気工事士の方に対して、火薬に対する基本的な知識について理解いただくという措置は考えたい。
- ・ 照明設備については交換も電気工事士の資格を持った方がされるのか。

(事務局回答)

- 蛍光灯の取替えは電気工事士の資格は不要となっている。
- ・ 本来は電気設備でない警鳴装置の性能を上げ、電気設備となった場合は、軽微変更に当たるのか。

(事務局回答)

- 火薬庫内の警鳴装置のボルテージは J I S 規格で 30V 未満と定められており、30V 以上となると J I S 規格にそぐわないため、火薬庫内へ設置することができない。

(2) 直近の技術基準等の改正状況について (報告事項)

- 事務局より、議題 2 「直近の技術基準等の改正状況について」を説明 (資料 1 火薬類取締法技術基準の見直し等について)。

【委員からの意見なし】

(3) 火薬類の事故情報の取り扱いについて (報告事項)

- 事務局より、議題 3 「火薬類の事故情報の取り扱いについて」を説明 (資料 2 火薬類の事故情報の取り扱い)。

【委員からの主な意見】

- ・ ヒヤリハットについては、事故ではないという事をより強調した方が、事業者にとっても報告がしやすくなるのではないか。
- ・ 低空開発や過早発の扱いなど、事故若しくは異常事象のどちらに該当するのかを現場で判断できるよう、具体的な事例で整理するとともに、異常事象については、ほんの些細なことでも報告してもらえるよう工夫して頂きたい。
- ・ 報告のしやすさには、報告の方法と記載内容の 2 つの視点があり、例えば紙ベースの報告からオンラインへの移行、C 2 の報告内容を簡素化して、特徴的な要因のみを記載頂く、選択形式にするなども検討して欲しい。
- ・ 事故と異常事象の区分けの整理に際しては、今が大丈夫だから異常事象であるとするのではなく、将来の状況も見据えて議論して頂きたい。

(事務局回答)

- 本日頂いたコメントを事務局にて整理し、次回火薬小委員会にてご審議を頂く。

(4) 今後の火薬小委員会の動き（報告事項）

- 事務局より、議題4「今後の火薬小委員会の動き」を説明（資料3 今後の火薬小委員会の動き）。

【委員からの意見なし】

(5) その他

- 一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会から、連合会が進める流通保安教育制度の見直しについての現状報告がなされた。

[お問合せ先]

経済産業省 産業保安グループ
鉦山・火薬類監理官付
電話：03-3501-1870